**新型コロナウイルス感染症に関する服務の取扱いの変更について（提案）**

令和２年４月８日

総務部人事局

**１　概要**

新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言下において、在宅勤務とされた場合等における府職員の服務の取扱いについて変更する。

**２　服務の取扱い**

**（１）在宅勤務の拡充**

○　**在宅勤務を実施する場合において、現在の取扱いを次のとおり変更する。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 変更前 | 変更後 |
| 対象職員 | 本庁に勤務する職員 | 左記に加え、出先機関 |
| 在宅勤務の実施に必要なシステム環境等 | 総務部人事局が管理するテレワーク用端末機及びスマートシティ戦略部デジタル行政課（旧IT・業務改革課）がモバイル用として貸与している端末機 | 左記に加え、私物の端末機 |

（主な留意事項）

・　在宅勤務に必要なデータ及び紙資料等などは予め所属長の許可を得た上で、私物の端末機に送信、又は持ち帰ることができる。

・　ただし、個人情報や機密情報を含むデータは送信しないものとする。

・　私物の端末機を利用する際は、ウイルス対策などの利用条件を満たすものとする。自宅での私物の端末機を利用するにあたっては、同意書を所属長に提出する。

**（２）緊急事態宣言下における例外的な服務の取扱い**

**○　当面の間、職員が次に掲げる場合に該当するときは、職務を専念する義務を免除**するものとする。

※ 特別職非常勤職員については有給の特別休暇

【対象者】

　 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発せられて、新型コロナウイルス対策を強化する業務執行体制を確保する中で、所属長等から必要があるとして自宅待機を命じられた場合

**令和２年３月１日から実施の「職務専念義務の免除」については変更なし**

①　検疫所長から、検疫法に基づき新型コロナウイルス感染症に感染したおそれがあるとして停留された場合

②　保健所（帰国者・接触相談センター）等から新型コロナウイルス感染症に感染したおそれのある者として、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことが求められた場合及び当該感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合

③　職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和２年２月２５日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

④　新型コロナウイルス感染症対策に伴う、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

【取得日数】

必要と認める期間又は時間

**３　実施日**　　令和２年４月８日

**4　協議期間**　 令和２年４月８日